



2017年5月17日

各 位

会 社 名 山陽特殊製鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 樋口 眞哉  
(コード番号 5481)  
問合せ先 総務部長 吉竹 広喜  
(TEL. 079-235-6003)

### 単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、2017年6月28日開催予定の第105回定時株主総会に、株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、2017年10月1日をもって効力が生じることといたします。

また、株式併合の効力が生じることで、配当予想の修正が必要となりますので併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とし、それを維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更日

2017年10月1日

##### (4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記「2. 株式併合」に関する議案が2017年6月28日開催予定の第105回定時株主総会において可決されることを条件に、2017年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

当社は、上記「1. 単元株式数の変更」に記載の通り、単元株式数を 100 株に変更することと併せ、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とし、それを維持することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合の方法・比率

2017 年 10 月 1 日をもって、2017 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

#### ③ 併合後の発行可能株式総数

94,878,400 株

※なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（2017 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

#### ④ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2017 年 3 月 31 日現在）	167,124,036 株
株式併合により減少する株式数	133,699,229 株
株式併合後の発行済株式総数	33,424,807 株

※「株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

#### ⑤ 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、当社株式の投資単位は従前の 2 分の 1 の水準となり、市場での流動性の向上が期待されます。

### (3) 株式併合により減少する株主数

2017 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

#### 【当社の株主構成】

(2017 年 3 月 31 日現在)

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	417 名（ 3.65%）	786 株（ 0.00%）
5 株以上	11,001 名（ 96.35%）	167,123,250 株（100.00%）
合 計	11,418 名（100.00%）	167,124,036 株（100.00%）

※ 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 417 名（所有株式数の合計 786 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

2017年6月28日開催予定の第105回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、2017年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分)

現 行	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>474,392,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>94,878,400株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 2018年3月期配当予想の修正

(1) 配当予想の修正の理由

本株式併合の効力が発生することを条件に、2017年4月28日に発表いたしました決算短信に記載の2018年3月期の普通株式の1株当たりの配当金の予想につきまして、本株式併合の割合に応じて、1株当たりの配当金額を5倍とする旨の修正を行うものであります。

なお、当該配当予想の修正は、株式併合に伴う1株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	通期
	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想 (2017年4月28日発表)	6.00	6.50	12.50
今回修正予想	※1 6.00	※2 32.50	※3 —
当期実績 (2018年3月期)	—	—	—
前期実績 (2017年3月期)	5.00	7.50	12.50

※1 2018年3月期第2四半期末(9月30日基準日)の中間配当は併合前の株式を対象としております。

- ※2 2018年3月期期末配当は併合後（5株を1株に併合）の株式を対象としております。
- ※3 2018年3月期配当金合計額は単純合算できませんので、「－」と表示しております（当該株式併合を踏まえて換算した場合、2018年3月期の年間配当金の合計は1株につき62.5円）。

## 5. 主要日程

2017年5月17日	取締役会（株主総会招集決議）
2017年6月28日（予定）	第105回定時株主総会
2017年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
2017年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
2017年10月1日（予定）	単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更の効力発生日
2017年11月上旬（予定）	株式割当通知の発送
2017年12月上旬（予定）	端数株式相当分の処分代金のお支払い

### 【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は2017年10月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、2017年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

### 添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

**Q 1. 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか？**

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では1,000株から100株への単元株式数の変更と5株を1株とする株式併合を予定しております。

**Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか？**

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を、2017年6月28日開催予定の第105回定時株主総会において可決されることを条件に、1,000株から100株に変更することと致しました。

併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に移行・維持するため、当社株式につき、5株を1株にする併合を行うことと致しました。

**Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになりますか？**

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,600株	5個	1,120株	11個	なし
例②	1,633株	1個	326株	3個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	532株	なし	106株	1個	0.4株
例⑤	15株	なし	3株	なし	なし
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 4. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか？**

A 4. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【当社の株主名簿管理人】**

三井住友信託銀行 証券代行営業部

電話 0120-782-031 (受付時間：平日9:00～17:00)

**Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？**

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

確かに、株主様をご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

**Q 6. 受け取る配当金への影響はありますか？**

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 7. 株主優待制度はどのようになりますか？**

A 7. 当社の株主優待制度につきましては、単元株式数の変更および株式併合にあわせ、メニューの拡充などの見直しをおこないます。

**【現行の制度】**

- ① 9月末時点で1,000株以上：カレンダー
- ② 9月末時点で1年以上かつ3,000株以上保有：①に加え、工場見学会をご案内
- ③ 3月末時点で1年以上かつ5,000株以上保有：①②に加え、地域特産品を進呈

**【単元株式数の変更および株式併合後の制度】**

- ① 9月末時点で100株（現行の500株）以上：カレンダーを進呈
  - ② 9月末時点で1年以上かつ500株（現行の2,500株）以上保有：①に加え、工場見学会をご案内
  - ③ 3月末時点で1年以上かつ1,000株（現行の5,000株）以上保有：①②に加え、地域特産品を進呈
- ※①②については優待条件の緩和、③については同条件

**Q 8. 株式併合につき、必要な手続きはありますか？**

A 8. 特段、お手続きの必要ございません。